

川崎市告示第185号

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第14条第3項ただし書の規定により金銭出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び同規則第3条の3第3項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
総務企画局都市政策部金銭出納員 （総務企画局都市政策部SDGs・国際連携推進担当の担当課長）	SDGs未来都市推進事業・国際交流事業に係る費用その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部金銭出納員 （総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政不服審査・内部統制評価担当の担当課長）	審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
健康福祉局保健医療政策部金銭出納員 （健康福祉局保健医療政策部予防接種担当の担当課長）	予防接種法に規定される定期の予防接種等に関する記録等の証明書の発行手数その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
こども未来局保育・子育て推進部金銭出納員 （こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当の担当課長）	公営保育所運営管理事業に係る費用その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
こども未来局保育・子育て推進部金銭出納員 （こども未来局保育・子育て推進部幸区保育総合支援担当の担当課長）	体験保育実費徴収金その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

こども未来局保育・子育て推進部金銭出納員 (こども未来局保育・子育て推進部高津区保育総合支援担当の担当課長)	体験保育実費徴収金その他 担当の事務事業に附帯する 諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
こども未来局保育・子育て推進部金銭出納員 (こども未来局保育・子育て推進部麻生区保育総合支援担当の担当課長)	体験保育実費徴収金その他 担当の事務事業に附帯する 諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室金銭出納員 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当の担当課長)	母子福祉資金貸付金収入、 父子福祉資金貸付金収入、 寡婦福祉資金貸付金収入その他 室の事務事業に附帯する 諸収入の収納	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和7年4月1日

川崎市長 福田 紀彦